

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

② 事業者情報

経営法人・設置主体(法人名等)	社会福祉法人 さくら会			
名称:	さくら保育園	種別:	保育所	
代表者氏名:	池宮城 紀夫	定員(利用人数)	160(145)名	
施設長氏名:	香村 直子	(利用室数):	(8)室	
所在地:	〒902-0064 那覇市寄宮1-16-10		電話番号: 098-832-4549	
開設年月日	昭和38年7月16日	ホームページ: sakura716@beach.ocn.ne.jp		
職員数	常勤:(38)名 非常勤:(11)名 計:(49)名			
有資格者の人数	保育士	(1)名	栄養士	(1)名
	幼稚園教諭	()名	調理師	(1)名
	保育教諭	(33)名	看護師	(1)名

職員の状況に関する事項

	所長	主任保育士	保育士	調理員	栄養士	保育補助	事務員
常勤	1名	1名	25名	4名	1名		2名
非常勤				4名			
	用務員	子育て支援員	看護師	嘱託医	事務員		
常勤		3名	1名				
非常勤	3名	1名		2名			

施設・設備の概要	園庭(屋外遊具多数設置)、園舎鉄骨造3階建(避難滑り台設置)、屋上屋外広場、エレベーター設置等バリアフリー対応、屋上農園等、
----------	--

③ 理念・基本方針

<p>理念「生き生きとした子どもを目指して」</p> <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元氣よく遊び挨拶のできる子 ・人の話を聞くことができる子 ・動植物に関心が持てる子 ・じょうぶで体力のある子 ・思いやりのある子 ・感性豊かで表現できる子 <p>を目指して支援していきます。</p>
--

④ 施設・事業所の特徴的な取組

【健康管理】
<ul style="list-style-type: none"> ・保健日より掲示 ・メールにて配信 ・園内感染症状況の掲示 ・内科健診歯科検診年2回実施 ・尿蟯虫検査実施 ・予防接種呼びかけ掲示やメール ・午睡チェック ・乳児・幼児健診等のお知らせ
【食事】
<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士による献立作成 ・アレルギー食の対応 ・アレルギー児は他児とは別の食器を使用 ・トレーに顔写真付きのアレルギー食品を記載し間違いの無いよう配膳を行う（テーブル拭きは別で準備）3歳児～5歳児については個々の食べたい時間に食事を行う ・食べられる量を入れてもらう
【地域との交流】
<ul style="list-style-type: none"> ・地域のディサービス等にて交流を行う ・地域のお祭りに参加 ・敬老会余興への参加 ・地域のこども園、小学校等の行事に参加
【施設の公開・見学】
<ul style="list-style-type: none"> ・見学希望者については随時受入、園内の案内を行う ・ホームページにて園舎外観等を公開 ・ふれあい保育（園児外・地域のこどもの受入）を行う

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	2023年5月13日（契約）～2023年9月9日（職員報告）	
	訪問調査	2023年7月26日～27日（2日間）
	評価結果確定日	2023年10月16日
受審回数	3回目	
前回の受審年度	（ 2019年6月29日～2019年10月26日 ）	

⑥ 総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>1. 保護者が安心して子育てができるよう支援を実施している。</p> <p>保護者等の日々の送迎時や保育ICTサービスのアプリ「ルクミー」（以下「ルクミー」という。）を使用して子どもの様子を伝えている。安心して子育てができるよう、個人面談やクラス懇談会、保護者離乳食づくり、親子シーサーづくりへの参観の機会、保護者アンケートを年に1回実施し、各行事の後には保護者の感想や意見を聞いている。保護者会には園長と主任、副主任が参加し、信頼関係を築く取組を行っている。保護者等からの相談に応じる体制としては、相談窓口は主任となっている。担当の保育士と直接話をしたいと要望があった際には、結果は園長に報告する体制となっている。保護者からの保育時間についての相談やお迎え後に保護者と子どもと一緒に園庭で遊ぶ要望があった場合には対応している。障害を持つ子どもの保護者の要望で連絡アプリだけではなく、連絡ノートを用いて自宅と園での様子の情報交換を行っている。面談では支援児担当職員が児童デイサービスのことや就学について話し合いを行っている。那覇市の子育て支援事業の情報を掲示している。地域の育児支援として週3日の園庭開放や週1回の給食体験、育児講座、育児相談の体制がある。</p> <p>関連項目：33、63、64</p>
--

2. 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

園の保育方針として「集団生活の中で、一人ひとりの能力を最大限に発揮させ、豊かな人間性を持った子どもを育成する」を掲げ、方針達成のため乳児から5歳児までの、保育目標を挙げて取り組んでいる。2歳児からの朝夕の受け入れや降園時は園庭で行い、1年を通して毎日、自分のやりたい遊び（砂・土・水遊び、滑り台・鉄棒・車などの固定遊具、月桃や桜の花や実を使ったままごと、色水遊び、三輪車乗り、ボール遊びなど）に取り組んでいる。保育室では、子どもの発達に合わせた遊びが、一人または友達とやり取りしながら遊べるよう、複数の遊びコーナーの環境を整えている。近隣の公園や市場、消防署などへの散歩活動を通して、花や草木、木の実や落ち葉に触れて、季節の変化を感じ、様々な働く人と関わり触れるようにしている。菜園や園庭での栽培活動（ピーマン、オクラ、トマト、朝顔やヒマワリなど）や、室内の水槽のグッピーや園庭のセミ、蝶などの動植物とのかかわりができるようにしている。様々な活動や製作した物を通して友だちと関わり、会話を楽しみ、遊びを継続するなど協働する姿が見られる。友だちと玩具の取り合いをするなどの自我の芽生えに配慮しながらも、年齢に応じて保育者が仲立ちし、子どもに友だちの思いや遊びの決まり等を伝える場面が見られる。朝夕の合同保育や夏季交流保育（8月実施3グループに分ける）で、2歳児から5歳児が一緒にクラスで生活や遊びを通し触れ合う保育を展開している。関連項目：51、52、53、54

3. 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び収支計画を策定し、単年度計画にも反映している。

中・長期計画は、事業管理と財務管理、人事管理を重点目標とし、職員に説明している。事業管理として園庭の整備や修繕等、財務管理として経営状況の把握や情報開示等、人材育成として職員の資質向上と人材の確保・育成が策定されている。2022～2026年度の5カ年計画を作成し、各年度の計画は評価が行える具体的な内容となっている。人件費や修繕費、備品等については積立資金計画書が作成されている。計画は、年1回理事会への報告時に見直し、2023年度は子どもへの保育体制の内容を、「環境構成」から「支援児への対応と声のかけ方」に見直している。単年度の事業計画には、中・長期計画の内容として、職員の資質向上や施設設備の修繕と改修等が反映されている。

関連項目：4、5

◇改善を求められる点

1. 自己評価等にもとづく課題等について、PDCAサイクルによる計画的な改善策の取り組みが望まれる。

全職員参加で毎年、保育園自己評価を園長と主任が担当して実施している。主任が職員の自己評価を集計、分析し、結果は職務会で報告して園内に掲示している。PDCAサイクルにもとづいて、自己評価の分析・検討結果から課題を抽出し、抽出した課題に対する改善策や改善計画を作成して、質の向上に関する取組を機能させること、及び分析・検討する委員会等の設置が望まれる。

関連項目：8、9

2. 子どもを尊重し、保育について共通の理解をもつための取組が望まれる。

保育理念「生き生きとした子どもをめざして」や保育目標が明記され、子どもを尊重した保育の実施が明示されている。「全国保育士会倫理綱領」や「子ども・子育てを支援し虐待のない地域をつくる」等を職員研修で周知している。性別にとらわれない保育の実践として、クラス名簿は誕生日順とし、「男の子らしさや女の子らしさ」にこだわらない「一人ひとりの子どもの最善の利益」を第一に考え、保育に取り組んでいる。「人権尊重とプライバシー保護マニュアル」が作成されているが、内容は主に情報発信（園だより、クラスだより、園内掲示、連絡帳等）となっている。子ども一人ひとりを尊重し、羞恥心（排泄・着替え・入浴時等）に配慮した保育マニュアル、及び保育園で発生した不適切な関わり（虐待）に関するマニュアルの作成が望まれる。例えば、他人に知られたくない、見られたくないことへの配慮事項について具体的な支援方法の作成が望まれる。関連項目：28、29、67

3. 標準的な実施方法（マニュアル）の全般的な見直しや整備が望まれる。

保育に関するマニュアルは、保育編と管理編、運営編と3分類し、保育編マニュアルは、入退園についてや感染症への対応、体調不良時の対応、熱中症対応、お散歩対応等が整備されている。運営マニュアルは、虐待対応、実習やボランティア受け入れがあり、管理マニュアルとして、危機管理、衛生管理、健康管理、情報管理など多数が整備されている。食に関しては「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」、苦情については「福祉サービスに関する苦情への対応に関する実施要綱」が整備されている。マニュアルの見直しを不定期にその都度実施しているため、同様なマニュアルが2カ所にまたがって作成されていたり、手書きの内容等、統一性のないマニュアル集になっている。内容や編集等全般的に見直し、職員が使用しやすいマニュアルの整備が望まれる。

関連項目：28、29、36、38、41、43、46

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

園の理念である「生き生きとした子どもをめざして」子どもの権利である「生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利」を全職員が理解し、子どもの立場に立ち、日々の保育を実践する事の大切さを実感しています。

今回の受審ではいろいろな学びがありました。管理者としての在り方、職員への向き合い方、保育における子どもへの向き合い方等、今後は子どもと保護者を第一に考え、事業所としてやっていくことを再確認出来ました。

今後は一人一人に丁寧に関わる保育のマニュアル作成に取り組んでいきます。

60周年を迎えたさくら保育園、これからも地域の子と保護者を支え、頼られる保育園を目指していきます。

今回調査に入って頂くことで良い点、改善すべき点を知ることが出来ました。

⑧ 各評価項目にかかる第三者評価結果

福祉サービス第三者評価 保育所版 評価結果

項 目		評価結果
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
	a 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	
	b 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
	n わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/> 1 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	
	<input type="radio"/> 2 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	<input type="radio"/> 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	<input type="radio"/> 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
	<input type="radio"/> 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
	<input type="radio"/> 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
	<input type="radio"/> 7 (保育所)理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	
コメント	<p>■取組状況 理念と基本方針は、パンフレットや保育のしおりに明記され、ホームページで公開している。理念・基本方針は保育所の使命や目指す方向を示し、職員の行動規範となる具体的な内容となっている。理念や基本方針は、職務会で職員に周知し、保護者等には入園時に「保育のしおり」をもとに説明するとともに、保護者総会や運動会等の行事において園長が挨拶の中で説明している。事務室には期待する職員像とは別に「理想の職員像(思いやりのある明るい、感謝の気持ちを持つ、等身大の自分を知っている)」が掲示されている。</p>	
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
判断基準	a 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
	n わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/> 1 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	
	<input type="radio"/> 2 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
	<input type="radio"/> 3 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	<input type="radio"/> 4 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 社会福祉事業全体の動向については、園長が那覇市園長会や沖縄県私立保育園連盟等に出席して把握している。那覇市子ども・子育て支援事業計画があり、「ふれあい保育」の継続実施について地域への周知に努めている。少子化や低所得家庭の問題が地域の課題であることを把握し、体育着費用の捻出が厳しい保護者に対しては、園のTシャツでも良いとしている。毎月、税理士事務所との話し合いが設定され、コスト分析や利用率等の分析を行っている。</p> <p>■改善課題 地域の保育ニーズや潜在的利用者に関するデータについては、実績報告書の経年変化の分析等が望まれる。</p>	

項目		評価結果
3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
	○ 2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
	○ 3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
	○ 4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。
コメント	<p>■取組状況 職員の資質向上や入所児童の減少、施設・設備の修繕、経費節減が園の課題であることを明らかにして、職務会で職員に説明し、理事会に報告している。職員の資質向上に向けては、子どもを尊重する保育として職員の声掛けについて、園長が職務会で講話し、園長と主任が個別に注意する等の取組をしている。車の乗り入れについての苦情には、送迎の時間帯に職員を配置して対応している。修繕についてはその都度対応し、園庭に熱中症対策で日除けを設置している。経費節減のため職員に光熱水費の節約を促している。</p> <p>■改善課題 経費節減については、環境問題(SDGs)の面から電気や水の使用方法も検討する等、更なる取組に期待したい。</p>	
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
判断基準	a	経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
	b	経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
	c	経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
	○ 2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
	○ 3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
	○ 4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況 中・長期計画は、事業管理と財務管理、人事管理を重点目標とし、職員に説明している。事業管理は園庭の整備や修繕等、財務管理は経営状況の把握や情報開示等、人材育成は職員の資質向上と人材の確保・育成が策定されている。2022～2026年度の5カ年計画を作成し、各年度の計画は評価が行える具体的な内容となっている。人件費や修繕費、備品等については積立資金計画書が作成されている。計画は、年1回理事会への報告時に見直し、2023年度は子どもへの保育体制の内容を、「環境構成」から「支援児への対応と声のかげ方」に見直している。</p> <p>■改善課題 中・長期計画は、施設設備の耐用年数を考慮して具体的な数値や内容で策定することに期待したい。</p>	

項 目			評価結果
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/> 1	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	
	<input type="radio"/> 2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
	<input type="radio"/> 3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
	<input type="radio"/> 4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
コメント	<p>■取組状況 単年度の事業計画には、中・長期計画の内容として、職員の資質向上や施設設備の修繕と改修等が反映されている。事業計画には、児童や職員の処遇、保護者や地域との関わり、施設の事業管理で構成され、児童の処遇は健康や安全管理、保育内容や保育活動、栄養管理等が明示されている。保育内容には、郷土伝承文化活動として、エイサーや獅子舞、沖繩そば作り等が位置付けられ、具体的な内容となっており、保育活動には年間の実施回数も記載されている。</p> <p>■改善課題 事業計画に、現在実施している食事時間の選択制やランチルームを活用した食育等、子どもの主体性に応じた保育の実施について追記することに期待したい。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/> 1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
	<input type="radio"/> 2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
	<input type="radio"/> 3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
	<input type="radio"/> 4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
	<input type="radio"/> 5	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 事業計画は、2月頃に園長や主任、各クラス担当、栄養士、看護師、事務等、保育士や調理員も参加して評価し、職員の意見をもとに園長と主任、副主任、リーダーで見直し、次年度の案を作成している。計画案は各部署での検討を経て計画を作成し、職務会で配布し話し合っ周知している。毎月の職務会終了後に各クラスで子どもへの保育体制について話し合う時間を設定し、環境構成も継続して話し合っている。行事等終了後は、職務会で反省し評価している。</p> <p>■改善課題 事業計画策定手順書の作成、及び今年度立ち上げた特別支援委員会の取組を事業計画に追記するとともに園内研修計画の作成が望まれる。</p>		

項目		評価結果
7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
	c	事業計画を保護者等に周知していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
	<input type="radio"/> 2	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
	<input type="radio"/> 3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
	<input type="radio"/> 4	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。
コメント	<p>■取組状況 事業計画の保護者への周知については、例年は保護者総会の資料でもって、前年度の事業報告と今年度の事業計画を説明している。今年度は事前に資料をメールで送信し、保護者総会で説明して書面決裁を得ている。保育目標や年齢別保育目標、主な活動等がホームページで公開され、絵や図を入れて見やすい工夫をしている。事業計画は園内に掲示されている。3月に次年度の年間行事計画を保護者に配布しており、コロナ禍における行事の変更にはその都度メール等で周知している。</p> <p>■改善課題 保護者に周知徹底すべき掲示物については、整理して掲示場所を固定することに期待したい。</p>	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
判断基準	a	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
	b	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
	c	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
	<input type="radio"/> 2	保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。
	<input type="radio"/> 3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
	<input type="radio"/> 4	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。
コメント	<p>■取組状況 全職員参加のもと毎年、保育園自己評価を園長と主任が担当して実施している。主任が職員の自己評価を集計、分析し、職務会で報告して園内に掲示している。第三者評価は定期的に受審し今回が3回目である。</p> <p>■改善課題 PDCAサイクル(職員も参加して、自己評価の分析・検討結果から課題を抽出し、抽出した課題に対する改善策や改善計画を作成して実践する)にもとづく保育の質の向上に関する取組を機能させること、及び分析・検討する委員会等の設置が望まれる。</p>	

項目		評価結果
9	② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった保育所として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
	b	評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
	c	評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
	2	職員間で課題の共有化が図られている。
	3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
	4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
	5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況 保育園自己評価の集計結果から「職員一人ひとりが目標を持ち、子どもたちの気持ちに寄り添いながら保育の質の向上に向けて取り組んでいきたいと思います」とまとめ、職務会で報告している。</p> <p>■改善課題 保育園自己評価(A, B, C)を集計・分析した結果を数値で示し、その数値を基に課題を抽出して職員間で共有し、職員と一緒に改善策や改善計画を策定して、計画的に改善に取り組むことが望まれる。</p>	
II 組織の運営管理		
II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
	<input type="radio"/> 2	施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
	<input type="radio"/> 3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
	<input type="radio"/> 4	平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。
コメント	<p>■取組状況 園長は保育所の経営・管理に関する方針と取組を職務会やグループライン等で全職員に伝えている。自らの役割と責任について、保護者総会や園だより等でも明らかにしている。園長の役割と責任は職務分掌で明文化され、職務会等で周知し、職務分掌表を各クラスに置いている。有事における役割や園長不在時の対応については、主任の事務分掌に「園長事故あるときの代行」が明記されている。</p>	

項 目			評価結果
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	
	○ 2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
	○ 3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	○ 4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 園長は、遵守すべき法令等を理解しており、関係業者等との取引は経理規程に基づいて適正な関係を保持している。法令遵守の観点での経営や雇用・労使関係の研修を受講するとともに、法人会計については毎月税理士事務所との会議を行っている。労務関係については2027年7月までの5年間の行動計画として3歳以上の子を養育する職員に対する所定外労働時間の制限・短時間勤務制度の導入に取り組み、育児休暇の助成金申請をしている。SDGsの一環として水筒やマイタオル持参の取組、及び子どもへの声掛けは男女を別しない等について職員に伝えている。HACCP(食品安全性)制度の義務化に伴う衛生管理についての研修に給食担当職員を派遣し、パワハラ予防セミナーを受講した職員に研修報告をさせている。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	①	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
判断基準	a	施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	
	○ 2	施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
	○ 3	施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
	○ 4	施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
	○ 5	施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	
コメント	<p>■取組状況 園長は、保育の質の現状について、年1回の保育園自己評価を実施し、職員の個人面談も参考にして評価・分析している。保育の質に関する課題について、各クラスの支援児に関する支援方法の共有を目的に、特別支援委員会を今年度立ち上げて2ヵ月に1回開催している。委員会として「より良い保育をしていくために」のテーマで、「支援児への声かけと関わりについて」のサブテーマを設定して園内研修に取り組んでいる。外部の特別支援コーディネーターを講師に第1回園内研修を実施し、職員から「専門家の話が聞けて良かった」の声がある。昨年度から毎週リーダー会議を開催し、職務会で行事後の反省会を実施し、職員の個人面談を通して意見を反映する等に努めている。職務会では機関紙「保育通信」等の記事を資料として活用し声掛けの方法等について職員に伝えている。保育の質向上のためキャリアアップ研修の受講を推奨し、個人の希望と職員間のバランスに配慮しながら外部研修に職員を派遣している。</p> <p>■改善課題 園内研修は実施されているが、人材育成のために計画を作成して計画的に実施することが望まれる。</p>		

項目		評価結果
13	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
	○ 2	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取組んでいる。
	○ 3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
	○ 4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
コメント	<p>■取組状況 園長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、昨年度から毎週リーダー会議を開催している。人事や労務に関しては加配職員2名以外に、チーム保育推進加算や療育支援加算等の加算職員6名、発達支援事業担当2名、用務員3名を配置して、業務の実効性の向上に取り組んでいる。財務に関しては職務会等を通して「光熱水費の節約」を呼びかけ実践している。基本方針の実現に向けた働きやすい環境整備等では、保育業務全般(保育時間や出席簿の管理、保育記録)のシステムを導入し、園長や担当及び職員間の連絡はグループラインと申し送り簿で情報共有されている。保護者への連絡は、お便り帳機能があり写真も送れるルクミーで情報提供している。</p> <p>■改善課題 保育業務システムやルクミーの機能を全職員が活用することで更なる業務改善につながることに期待したい。</p>	
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c
判断基準	a	保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
	b	保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
	c	保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
	○ 2	保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
	○ 3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
	○ 4	法人(保育所)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。
コメント	<p>■取組状況 福祉人材の確保・定着等に関する基本的な考え方は、中・長期計画に記載されている。職員の配置については、運営規程に那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を遵守することを明記し、基準以上の職員を配置している。重要事項説明書には必要な職員(事務員、用務員)を置くことができると記載し、体育教室やリズムの講師を月2回配置している。福祉人材の確保については、ホームページやハローワークを活用し、園長や主任が就職説明会や短期大学、専門学校に出向いて職員や実習生への声かけ等を行っている。人材育成については、外部研修やキャリアアップ研修の対象者に主任が受講を勧めている。</p> <p>■改善課題 専門職員の資格が明確にされ、栄養士と看護師が配置されているが、必要な福祉人材や人員体制についての具体的な計画を作成し、計画に基づいた人材の確保・育成が望まれる。 着眼点2が確認できないため、判断基準によりC評価となる。</p>	

項目		評価結果
15	② 総合的な人事管理が行われている。	b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
	c	総合的な人事管理を実施していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	法人(保育所)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
	<input type="radio"/> 2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。
	<input type="radio"/> 3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
	<input type="radio"/> 4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
	<input type="radio"/> 5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
	<input type="radio"/> 6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。
コメント	<p>■取組状況 基本情報に「期待する職員像」を明示し、職場研修の基本方針には求められる職員像として理想の職員像が記載されている。就業規則には保育事業従事者としての服務心得が示されている。園長は年1回の自己評価や個人面談により職務に関する職員の意向を確認するとともに職員処遇として、処遇改善加算の取組を行っている。介護・育児休暇や育児時間の取得を積極的に活用するよう勧めており、育児休業の助成金申請もを行っている。職員が働き続けることができる、途中退職者のいない職場環境をめざし、キャリアアップ研修も推奨している。</p> <p>■改善課題 採用や配置、異動、昇進・昇格等に関する人事基準を定めて職員に周知し、基準に基づく職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等の評価が望まれる。</p>	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取組んでいる。
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
	<input type="radio"/> 2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
	<input type="radio"/> 3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
	<input type="radio"/> 4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
	<input type="radio"/> 5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
	<input type="radio"/> 6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
	<input type="radio"/> 7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
	<input type="radio"/> 8	福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況 労務管理に関する責任者として、園長の役割が職務分掌に明記されている。職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータは、事務員が年次有給休暇の個別台帳で把握し、公平な年休取得ができるように配慮している。就業規則で職員は年1回の健康診断が義務づけられ、傷病のための療養休暇が定められている。園長が職員面談を実施し、園長と主任が相談窓口となって職員が相談しやすい体制がある。職員の家庭事情に配慮し、子育てや介護のための育児短時間勤務や介護短時間勤務が可能で、職員から「子育てしながらも働きやすい環境である」とのコメントがある。福利厚生については、財団法人沖縄県社会福祉共済会と福祉医療機構社会福祉施設職員退職手当共済に加入している。</p> <p>■改善課題 働きやすい職場環境の改善について、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画作成に反映させて実行することが望まれる。</p>	

項目		評価結果
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
	○ 2	個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
	○ 3	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
	○ 4	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
	○ 5	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。
コメント	<p>■取組状況 「期待する職員像」と「理想の職員像」が明示され、園長は職務会等で職員に伝えている。目標管理については、保育園自己評価と保育士自己評価、職員へのアンケートを実施し、園長による年1回の職員面談が行われている。職員アンケートにはクラス運営並びに園内業務についての疑問や要望、保育者としてのやりがい及びやりたい事等を記載させ、園長は職員面談で話し合っ確認している。</p> <p>■改善課題 「期待する職員像」や「理想の職員像」に基づく職員一人ひとりの目標を設定させ、年2回の面接で進捗状況や目標達成度の確認をすることが望まれる。</p>	
18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
判断基準	a	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
	b	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
	c	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
	○ 2	現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
	○ 3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
	○ 4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。
	○ 5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況 保育所が目指す保育を実施するため、職場研修マニュアルの基本方針に理想の職員像が記載されている。実施している保育内容や目標を踏まえ、初任者や中堅職員、リーダー的職員、主任や園長それぞれの階層別職員の役割と専門技術習得に向けた研修課題が明示されている。教育・研修については、毎年、那覇市こどもみらい部の研修計画に基づいて外部研修計画を作成し、受講した職員は報告書を提出して職務会で報告している。園内研修は実践する中で評価・見直しをしている。今年度の園内研修のテーマは「支援児への声かけと関わりについて」に見直されている。</p> <p>■改善課題 研修計画に基本方針と期待する職員像を追記した上で、園内研修も含めた年間計画を作成して計画的に研修を実施することが望まれる。</p>	

項目			評価結果
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	○ 2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	○ 3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	○ 4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
	○ 5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
コメント	<p>■取組状況 職員の専門資格取得状況を把握している。新任職員はリーダーと一緒にクラスを担当させ、保育記録やシステムの操作、保護者対応、掃除やシフト勤務内容等について、個別的にOJTが行われ、園長や主任が助言している。園長や主任等の階層別研修、キャリアアップ研修、保育士や調理員等の職種別研修、食物アレルギーや虐待対応等のテーマ別研修を実施している。外部研修に関する情報は、主任が朝のミーティングやグループラインで提供して職員に受講を促し、キャリアアップ研修は参加費と資料代を支給している。</p> <p>■改善課題 研修実績に応じて職員一人ひとりが研修に参加できるよう配慮しているが、研修成果を評価・分析し、保育の質の向上に向けて、職員一人ひとりが実際に必要としている研修を受講できる取組が望まれる。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
判断基準	a	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しているが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	
	○ 2	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
	○ 3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
	○ 4	指導者に対する研修を実施している。	
	○ 5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する取組については、事業計画の「地域との関わり」に位置付けて明示している。実習生受け入れマニュアルが作成され、「実習生の基本姿勢」などについて明文化し、それにもとづいてオリエンテーションを行っている。実習生として短期大学生や保育専門学校生、看護学校生を受け入れ、主任保育士と副主任保育士が担当している。受け入れの際には、「保育実習受け入れ内諾書」や「保育実習に伴う守秘義務に関する誓約書」を提出させている。園での実習内容については、乳児から5歳児までの全年齢に関わり、学校側から提供されるプログラムを使用している。実習期間中に短大や専門学校の担当教員が来園し、職員と実習生の指導などについて情報交換している。</p> <p>■改善課題 「実習生受け入れマニュアル」について、基本方針や実習生受け入れ窓口、担当職員や保護者への事前説明等の内容の追加が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
II-3 運営の透明性の確保			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
判断基準	a	保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b	保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c	保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
	○ 2	保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	
	○ 3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	
	○ 4	法人(保育所)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(保育所)の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
	○ 5	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
コメント	<p>■取組状況 運営の透明性を確保するため、法人のホームページで保育理念や保育方針、保育目標、施設概要、定款、運営規程、決算報告(事業実績報告、固定資産管理台帳、拠点区分財務諸表、計算書類、監事監査報告、現況報告)等が公開されている。第三者評価の受審結果や苦情解決の状況報告は、ホームページで公開し、施設の玄関に冊子にして掲示している。</p> <p>■改善課題 作成されているパンフレットの掲載内容を修正し、地域の公民館や児童館への配布が望まれる。</p>		
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	○ 2	保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	○ 3	保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
	○ 4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
コメント	<p>■取組状況 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組として、職務分掌を作成し、権限と責任を明確にして職員等に周知している。経理規程を定め、契約事項等適切な経理事務の実施について明示し、就業規則の服務規律で「職務上の地位を利用して自己の利益を計らないこと」や「職務上の権限を越え、または濫用して専断的な行為をしないこと」が明記されている。法人の監事監査が毎年実施され、外部の税理士事務所により、月次報告書が作成され、毎月の会議で事業や財務内容を把握している。</p>		

項目		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。
		a
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/>	1 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
	<input type="radio"/>	2 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
	<input type="radio"/>	3 子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
	<input type="radio"/>	4 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
	<input type="radio"/>	5 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>子どもと地域との交流を広げるための取組の基本的な考え方が、事業計画に明記されている。地域の未就園児を対象とした「ふれあい保育」や園庭開放、世代間交流が明記されている。地域との連携マニュアルを作成し、地域の民生委員と積極的に関われる環境作りや災害時の地域との協力体制の見直し・検討について明記している。地域の情報は玄関掲示板に貼り出し、近隣スーパーで開催される夏祭りの情報などを保護者に提供している。壺屋地域の特色を生かした郷土伝承文化活動として、壺屋やちむん職人の指導で毎年4・5歳児が「シーサーづくり」に取り組み、外部の講師による「エイサー」の指導を受けている。隣接の高齢者施設駐車場で、5歳児が獅子舞の演舞を披露する等、地域との交流を図っている。特別な支援が必要な子どもや保護者へは、こども発達支援センターや子育て支援ガイドなどの情報を提供し支援している。</p>	
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。
		b
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/>	1 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
	<input type="radio"/>	2 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
	<input type="radio"/>	3 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
	<input type="radio"/>	4 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
	<input type="radio"/>	5 学校教育への協力を行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>ボランティア等の受入れ体制について、事業計画の「地域との関わり」で「小、中、高校生との交流 職場体験学習の受入れ」が明記されている。「ボランティア活動 オリエンテーション」について明文化し、ボランティア受け入れに際してはオリエンテーションを実施し、配慮すべきことや対応方法を説明し、守秘義務等の誓約書を提出させている。</p> <p>■改善課題</p> <p>一般ボランティアの受入や教育等への協力に関するマニュアルの作成が望まれる。マニュアルの内容として一般ボランティア及び学校教育等への協力の基本姿勢、申込手続、職員や子ども・保護者への事前説明、実施状況の記録等を明記することが望まれる。</p>	

項目			評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	
	b	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	
	c	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
	○	2 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
	○	3 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	
	○	4 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
	○	5 地域に適切な関係機関・団体がいない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	
	○	6 (保育所)家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。	
コメント	<p>■取組状況 必要な社会資源や関係機関等との連携については、市のこどもみらい課やこども教育保育課、子育て支援室、こども発達支援センター、福祉事務所、保健所、小学校などの情報を玄関先に掲示している。職員は、市の子育て支援情報「病児・病後児保育(乳幼児健康支援一時預かり事業)」や「保育園等入園申込みのオンライン申請受付開始について」、「那覇市子育て世代包括支援センター相談」などの情報を共有している。地域の関係団体として園長会に定期的に参加し、共通の問題として、「台風時の休園」については「暴風警報や避難レベル3の発令時から実施する」などの具体的な取り決めをしている。要保護児童対策地域協議会との連携により調整し、支援室と連絡を取り見守っている家庭がある。 着眼点5については、着眼点3で該当するため対象外とする。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。	
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 保育所(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	
	○	2 (保育所)保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	○	3 (保育所)地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
コメント	<p>■取組状況 沖縄県社会福祉協議会が主催する社会的孤立の解消・防止に向けての取り組み「THANKS(サンクス)運動」に参加し、園の入口に虹のマーク入りの旗を掲げて相談体制を整え、地域住民の福祉ニーズや生活課題の把握に努めている。未就園児と保護者へ園庭を開放し、「ふれあい広場」を企画し、子育て相談を通して把握に努めている。 ■改善課題 地域自治会や民生委員・児童委員等の定期的な会議等へ参加し、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動(地域の子どもへの育成・支援、子どもの貧困への支援等)を実施している。	
		2 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	○	3 多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
	○	4 保育所(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
		5 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 地域貢献事業として、「那覇市社会福祉法人立保育園 保護者連合会」主催のフードドライブ運動に保護者や職員が参加協力している。ふれあい保育や保育園見学时に、保護者からの質問や相談を園長や主任保育士が受けている。地域への子育て支援として、園庭開放時に園の独自事業として1食250円の食事体験を実施している。年に1回、園に講師を招へいし保護者参加による育児講座を実施している。</p> <p>■改善課題 地域自治会や民生委員・児童委員等から、把握した地域の福祉ニーズや生活課題等について、園独自の事業・活動として、具体的に事業計画に明示し、実施が望まれる。園の1階には、車いす対応のトイレがあり、地域の防災対策や被災時には、福祉の拠点として設備を活かした支援の方法の検討も望まれる。</p>		

項目		評価結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施		
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。 b
判断基準	a	子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
	b	子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
	c	子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○ 2	子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	3	子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。
	○ 4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
	5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
	○ 6	(保育所)子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
	○ 7	(保育所)性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
	8	(保育所)子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者の理解を図る取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況 法人のパンフレットに、保育理念「生き生きとした子どもをめざして」や保育目標が6項目明記され、子どもを尊重した保育の実施が明示されている。「全国保育士会倫理綱領」を園長が講師となって、職員研修で周知し「一人ひとりの子どもの最善の利益」を第一に考え、保育に取り組んでいる。「人権尊重とプライバシー保護」が作成されているが、内容は主に情報発信(園だより、クラスだより、園内掲示、連絡帳等)のみとなっている。職員は「子ども・子育てを支援し虐待のない地域をつくる」研修を受講し、研修報告を行い職員は情報を共有している。「児童福祉法の一部改正」(2020年6月)により、冊子「体罰によらない子育てを上げよう！」(厚生労働省作成)を使用し職員研修を実施し、子どもの人権擁護に務めている。性別にとらわれない保育の実践として、クラス名簿は誕生日順とし、「男の子らしさや女の子らしさ」にこだわらない保育に努めており、保護者には、園長が保護者総会や行事などの機会に伝えている。</p> <p>■改善課題 ①標準的な実施方法(マニュアル)等に子どもを尊重した、基本姿勢を明示し、子どもの尊重等について実施状況等の評価(人権擁護のためのセルフチェックリスト)等を行い、必要な対応を図ることが望まれる。②文化の違いや言葉の違いのある子どもや保護者に対して、対応方針等を作成し、保護者の理解を図る取組が望まれる。③幼児期におけるジェンダー教育は、保育士のみでなく、事務員、調理員、栄養士、外部講師など、子どもにかかわる全職員への研修も望まれる。</p>	

項目		評価結果	
29	②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。	
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。	
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
		2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した保育が実施されている。
	○	3	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
		4	子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。
コメント	<p>■取組状況 「人権尊重とプライバシー保護」のマニュアルが作成されている。全国保育士会倫理綱領による、「プライバシーの保護」について、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た子どもだけでなく保護者を含む個人の情報や秘密を守ること、及び排泄や着替え、シャワー時等の生活場面においてプライバシーに配慮した保育実践に努めることが明記されている。着替え時等は外部から見えないようにカーテンを閉めるなどの対応をしている。</p> <p>■改善課題 ①「人権尊重とプライバシー保護」のマニュアルが作成されているが、情報発信だけの内容となっているため、子ども一人ひとりを尊重し、羞恥心等に配慮した保育マニュアルの作成が望まれる。例えば、排泄・着替え・シャワー時に、他人に知られたくない、見られたくないことへの配慮事項について具体的な支援方法の作成が望まれる。②子ども・保護者に対し、プライバシー保護に関する具体的取組の周知が望まれる。</p>		
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b	利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c	利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
	○	2	保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
	○	3	保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
	○	4	見学等の希望に対応している。
	○	5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。
コメント	<p>■取組状況 保育園のパンフレットや法人のホームページで保育園を選択するための情報を提供している。パンフレットは、親しみやすい書体やイラストを使い、子どもの活動の様子がわかる写真を使用している。市が提供している「保育園・認定こども園施設一覧」では、定員や保育時間、延長保育料金、給食費等の比較検討ができる内容となっている。入園希望者や見学希望者には、担当者の主任保育士や事務職員がパンフレットを使用し、丁寧に説明している。</p> <p>■改善課題 パンフレットの内容等を改訂し、児童館や図書館等に置いて、利用希望者への情報提供が期待される。</p>		

項目			評価結果
31	②	保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	b
判断基準	a	保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b	保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c	保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	
	○ 2	保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	
	○ 3	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	
	○ 4	保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	
	○ 5	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	
コメント	<p>■取組状況 新入園児の保護者に対しては、入退園マニュアルにもとづいて、重要事項説明書や保育のしおりを用いて具体的に説明し、同意を得ている。保育のしおりには、保育時間と準備すべき持ち物(現物等で提示)や年間行事、給食(アレルギー等)、年齢別日課等が記載されている。保護者からは、保育園利用同意書や個人情報利用同意書などを得て書面で残している。</p> <p>■改善課題 異文化等の生活習慣の違う外国籍の保護者等への説明については、説明資料や方法等についてルールを決めて対応できる取り組みが望まれる。</p>		
32	③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断基準	a	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。	
	b	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
	○ 2	保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	
	○ 3	保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	
コメント	<p>■取組状況 こども園や小学校への変更時には、保育要録の内容を記入して渡しており、在園中に使用していた保護者向けルミーを活用して情報提供し、継続した支援を行っている。保護者と子どもには「いつでも遊びにきてください」と伝え、来園や電話での相談には園長や主任保育士などが対応している。</p> <p>■改善課題 保育園での利用終了時に、子どもや保護者に対して、担当者や窓口(電話番号)等について記載した文書を渡すことが望まれる。</p>		

項目		評価結果
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上向上に努めている。		
33	① 利用者満足の上向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その上向上に向けた取組を行っている。	
	b 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その上向上に向けた取組が十分ではない。	
	c 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
	n わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1 (保育所)日々の保育のなかで、子どもの満足把握するように努めている。	
	○ 2 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	
	○ 3 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足把握を目的で定期的に行われている。	
	○ 4 職員等が、利用者満足把握を目的で、保護者会等に出席している。	
	○ 5 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。	
	○ 6 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 利用者満足については、日々の保育の中で子どもの表情やしぐさ等で満足を確認している。保護者アンケートは、年に1回実施し、各行事の後は保護者の感想や意見を聞いている。保護者総会は年度初めに行い、園長や主任保育士、事務員などが参加し、利用者の意見を聴取している。保護者の個別面談は6月からスタートし、子どもと保護者の意向を把握している。保護者アンケートのまとめや集計・分析は園長が行い、結果についてはルクミーで全世界帯に配信するとともに、相談や意見等については、具体的に回答を提出している。</p>	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
判断基準	a 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	
	b 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
	c 苦情解決の仕組みが確立していない。	
	n わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	
	○ 2 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。	
	○ 3 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
	○ 4 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	
	○ 5 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。	
	○ 6 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。	
	○ 7 苦情相談内容にもとづき、保育の質の上向上に関わる取組が行われている。	
コメント	<p>■取組状況 「福祉サービスに関する苦情への対応に関する実施要綱」を作成し、苦情解決責任者や受付担当者、第三者委員が設置され、苦情解決の体制を整えている。沖縄県福祉サービス運営適正化委員会作成の「あなたの声を聞かせて…」のポスターを園の入口や園内に掲示している。「苦情箱」では利用者の意見が入り難いので名称を「相談BOX」に変更するなど工夫している。家族アンケートの相談苦情には、まとめて回答している。相談BOX等からの苦情内容は、第三者委員への報告を含め、記録して保存している。保護者等へのフィードバックは、可能な限り早めに対応している。苦情対応結果については、苦情を申し出た保護者の個人情報に配慮した上で、掲示版やホームページに公表している。苦情相談内容に対し、職員会議で「保護者と一緒に子どもを育てていくという意識を常に持つ」ことを再確認し、実践につなげている。</p> <p>■改善課題 苦情解決の体制については、重要事項説明書への記載が望まれる。相談BOXの開示方法は責任者立会いのもと、二人以上で行うことが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	○ 2	保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	○ 3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
コメント	<p>■取組状況 園と保護者のやり取りをスムーズにするルクミーのダウンロードの方法や活用方法の資料を用意し、相談や意見を配信している。相談相手として第三者委員や沖縄県福祉サービス適正化委員会、行政機関、相談BOX等から相談する場が、選べるように環境を整備している。保護者総会では、事業計画に相談窓口を明記して配布している。保護者の相談や意見を受ける場所として、図書室等を活用している。</p>		
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○ 2	意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	○ 3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	○ 4	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	○ 5	意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
	○ 6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
コメント	<p>■取組状況 第三者評価で実施する「保護者アンケート」で「子どもの気持ちや様子・子育てなどについて職員と話したり相談することができるような信頼関係があると思いますか」の質問に「思う」(83.6%)の回答が高く、適切な相談対応ができています。相談BOXの設置、年1回の保護者アンケートを実施して、保護者の意見を把握している。日常的な保護者からの相談・意見については、職員はルクミーを活用し速やかに回答している。保護者からの要望によって、塗り薬の取り扱いを変更する等の取組が行われている。</p> <p>■改善課題 相談記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について、実施要綱等の定期的な見直し、及び見直しの結果については、重要事項説明書や保育のしおり等への反映が望まれる。</p>		

項目		評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネージャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
	○ 2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。
	○ 3	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
	○ 4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	○ 5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
	○ 6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況 リスクマネジメント組織図でリスクマネージャーが主任及び副主任と明記されている。毎月1回開催されるカリキュラム会議(行事会議)がリスクマネジメント会議として定められている。マニュアルが整備され、事故が発生した際には、リスクマネジメント会議を開催し、その結果について職員に周知している。他県でのプール遊びでの事故事例から水遊びが始まる前には、毎年看護師による水遊びの危険及び救急対応についての研修が行われ、プール遊びを行う際には、監視者と指導職員は必ず三人以上が組になって行うようにしている。那覇市のSIDSの事故事例から、SIDSマニュアルにおける子どもの昼寝でのチェック時間を10分から5分おきに見直している。「危機管理計画」が策定され、不審者対応の訓練が年2回実施されている。研修は、「小児救急や保育所における事故防止及び発生時の対応」を受講し、食物アレルギーについて栄養士が受講し、職務会で報告している。事故(ケガ)対応マニュアルは4～6月の期間で見直し、見直した箇所や追加した事項について記録されている。</p> <p>■改善課題 リスクマネジメント委員会の会議録の整備、及び事故発生やヒヤリ・ハットで対応した予防策について、実施状況や実効性について定期的な評価を行うことが望まれる。</p>	

項目			評価結果
38	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
	c	感染症の予防策が講じられていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	
	○ 2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	
	○ 3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
	○ 4	感染症の予防策が適切に講じられている。	
	○ 5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	
	○ 6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	
	○ 7	(保育所)保護者への情報提供が適切になされている。	
コメント	<p>■取組状況 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制整備と取組は、感染症対策マニュアルが作成され、感染症発生対策の最終責任者が園長となっている。感染対策として玩具の消毒は1日に2回、昼と子どもの降園後に行っている。保育室の手洗い場やトイレには酸性水とアルカリ水用の機器が整備され、屋内の消毒と感染症対策に努めている。各クラスと事務室に、おう吐物処理セットが整備されている。保健所や那覇市からの新型コロナウイルス感染症等通知文書は、事務所にファイリングし職員に周知している。令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行した際に、感染症対応マニュアルの見直しが行われている。入園児に配布する「保育のしおり」に「登園してはいけない病気」の一覧表で説明している。職員は毎年健康診断が実施され、乳児担当や調理職員は毎月検便が実施されている。保護者へはルクミーを通して保健だよりを提供し、玄関先の掲示板で感染症の発生状況を周知している。感染症が発生した場合の判断や手続きについては、保育のしおりで伝えている。感染症にかかった際に提出する「登園届」等は手渡ししているが、ホームページからもダウンロードできるようになっている。</p> <p>■改善課題 ①感染症に関する勉強会を実施すること。②感染症に関する内容が、保育マニュアルや管理マニュアルに分散されていることから、「感染症に関するマニュアル」として一つにまとめて整理すること。③「おう吐物処理対応フロー」を吐物処理セットの近くに掲示すること。④重要事項説明書、保育のしおりに、提出する書類が「ホームページからダウンロードできる」ことの記載が望まれる。⑤年間保健計画作成は、看護師の参画が望まれる。</p>		
39	③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	災害時の対応体制が決められている。	
	○ 2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。	
	○ 3	子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
	○ 4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	
	○ 5	防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	
コメント	<p>■取組状況 「自衛消防組織」により総指揮隊長を園長、副指揮隊長を主任とした体制がとられている。毎月1回、危機管理計画にもとづいて、避難訓練や不審者対応等が実施されている。「家庭状況調・災害時引渡しカード」を毎年作成し、各クラスに保護者の緊急連絡リストが整備され、レジャーシートやおむつとともに、非常用持ち出し袋に保管されている。避難時には当日の出席簿も携帯することになっている。職員との連絡方法としてグループラインが作成されている。備蓄品として子どもの1日分のおかずと白飯、わかめうどんなど誰でも食べられる食品と粉ミルクが保管され、個数と賞味期限が記載された備蓄品リストが作成されている。賞味期限を栄養士が把握し、期限前に事務員へ報告することで、備蓄食料の補充を行っている。緊急避難場所として、隣接する福祉施設に協力をお願いしている。那覇市の防災訓練には毎月の訓練の一環として参加している。</p> <p>■改善課題 ①備蓄の非常食は子ども用だけでなく、職員も含めた3日分程度の整備、及び非常用持ち出し袋にも水やクラッカー、携帯用粉ミルク等軽食の整備の検討が望まれる。②防災の基本となる消防計画の提示できなかったため、改めて水害等を含めた防災計画の作成や業務継続計画についての取組が望まれる。③保護者への避難場所の連絡方法について、ルクミーやNTT災害用伝言ダイヤル(171)等の活用、及び緊急連絡のため、全職員のグループラインへの参加が望まれる。</p>		

項目		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	①	保育について標準的な実施方法が文書化され、保育が提供されている。 b
判断基準	a	保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
	b	保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
	c	保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。
	○ 2	標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
	○ 3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
	○ 4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
	○ 5	(保育所)標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。
コメント	<p>■取組状況 マニュアルは保育編と管理編、運営編と3分類し、保育編マニュアルは「入退園について」や「感染症への対応」、「体調不良時の対応」、「アタマジラミ対応」、「熱中症対応」、「コロナウイルス対応」、「お散歩対応」、「水遊び」が整備されている。運営マニュアルとして「虐待対応」、「実習生、ボランティア受け入れ」があり、管理マニュアルとして「危機管理」、「衛生管理」、「健康管理」、「情報管理」など多数が整備されている。食に関しては「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」、苦情については「福祉サービスに関する苦情への対応に関する実施要綱」が整備されている。全体への周知が必要な場合は職務会で行っている。指導計画などの作成において、園長や主任が子どもへの対応や記録の方法などを確認し、職員へ指導している。アレルギー食対応については、当日の朝ミーティングでアレルギー対応児の出欠確認や代替食の提供の有無を調理担当職員をはじめ全職員に周知して実施されている。</p> <p>■改善課題 指導計画の作成、見直しのための手順や子どもの尊重、プライバシーの保護に関するマニュアルを整備し、マニュアルに沿って実施できているか確認する仕組みの構築が望まれる。</p>	
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 b
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
	○ 2	保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
	○ 3	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
	○ 4	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
コメント	<p>■取組状況 保育の標準的な実施方法の検証・見直しについては、見直しの時期は不定期ではあるが、4～5月に多数のマニュアルが見直され、必要に応じてその都度の見直しや追加作成等も行っている。今年度に見直したマニュアルは、「散歩マニュアルへの追加」、「新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの5類移行に伴っての見直し」、「不審者発見時の対応フローへの追加」、「ケガマニュアル」に、ケガの際に受診する医療機関の追加、「食物アナフィラキシーの臨床的重症度(受診のタイミング)の変更」等7件の見直しを実施されている。検証・見直しは、月2回のリーダー会と月1回の職務会で行われている。変更の際は、園長が変更履歴に改定年とその内容を記録している。年度末の保護者アンケート等に寄せられた意見、行事の参加人数の変更など対応をしている。</p> <p>■改善課題 マニュアルの見直しの時期および方法を明文化し、マニュアルに指導計画の内容が必要に応じて反映されることが望まれる。</p>	

項目		評価結果
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。 a
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
	b	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
	c	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	指導計画作成の責任者を設置している。
	<input type="radio"/> 2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
	<input type="radio"/> 3	さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
	<input type="radio"/> 4	(保育所) 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
	<input type="radio"/> 5	(保育所) 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
	<input type="radio"/> 6	計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
	<input type="radio"/> 7	(保育所) 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
	<input type="radio"/> 8	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。
コメント	<p>■取組状況 指導計画の策定については、責任者を園長とし、各クラス担当者が作成した指導計画を主任、園長が決裁している。アセスメントは、入園時に園長及びクラス担当の保育士による面談を実施し、一人ひとりの子どもの発達状況や家庭での養育状況を児童票や家庭状況調査票、健康診断記録などで把握している。全体的な計画に基づき、年間指導計画が作成され、乳児から5歳児までクラス毎に月案と週案を作成し、3歳未満児は個別指導計画書が作成されている。個別面談で保護者の意向を確認している。食物等のアレルギーや慢性疾患のある子どもについては、医師によるアレルギー疾患生活管理指導表や保護者に自宅で現在食べている食材を「食材チェック表」を提出してもらって個別の対応をしている。障害のある子どもには年3回、保護者や子ども発達支援センター職員、支援児担当職員と園長等が合議を行い、個別の年間支援計画が作成され、保護者の同意が得られている。年間指導計画や月案・週案については、クラスごと、障害がある子どもの計画ごとに評価反省が行われ、計画の見直しが行われている。</p> <p>■改善課題 食物アレルギーや喘息等の持病を持つ子どもについては、栄養士や看護師の直接面談によりアセスメントを実施することに期待したい。</p>	

項目		評価結果
43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	c
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	1	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
	○ 2	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
	○ 3	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
	○ 4	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
	○ 5	(保育所)評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。
コメント	<p>■取組状況 定期的な指導計画の評価・見直しについて 年間指導計画は毎年1月～2月に各クラスでの反省・評価を行い、見直しの検討が行われ、3月に全体的な計画とともに園長主体で作成している。月案、週案は末日に各クラス担当者全員で評価・反省を実施し、子どもの姿や課題から、次の指導計画の「ねらい」に反映させている。雨天時など緊急を要する変更については、リーダー会や朝のミーティングで話し合い、変更している。</p> <p>■改善課題 指導計画の見直しについての手順の作成、及び保育の実施状況の確認や担当からの報告ルート、緊急で週・日案や月案を変更する場合の取り決め等をマニュアルにより明確化することが望まれる。 着眼点1が確認できないため、判断基準によりC評価となる</p>	
III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
判断基準	a	子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
	b	子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
	c	子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
	○ 2	個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
	3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
	○ 4	保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	○ 5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
	○ 6	コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。
コメント	<p>■取組状況 日々の子どもの様子について、乳児は個別日誌に記載し、幼児は週・日案に沿って日誌に記録している。園での統一した様式に発達状況や生活状況が記録され、朝のミーティングで前日や当日の変更等について申し送り、感染症の発生状況やアレルギー児の登園の有無の確認等が伝えられている。行政や保健所からの情報は、ファイリングして事務所に保管している。外部研修を受講した職員は、職務会で報告している。記録はパソコンネットワークシステムにより管理され、職員が共有できるようになっている。</p> <p>■改善課題 記録の仕方に差異が出ないよう、記録要領の作成と職員に対しての指導等の工夫が望まれる。</p>	

項目		評価結果	
45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、管理が行われているが、十分ではない。	
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	
	○ 2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	
	○ 3	記録管理の責任者が設置されている。	
	4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
	5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	
	○ 6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	
コメント	<p>■取組状況 人権とプライバシー保護マニュアルを作成し、個人情報の取得や保管及び破棄について規定されている。就業規則の服務について、個人情報の漏洩の禁止が定められている。記録管理の責任者は職務分担において園長であることが明記されている。個人情報の取り扱いについては、重要事項説明書で「守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項」および、「個人情報使用同意書」を用いて保護者に説明している。</p> <p>■改善課題 ①職員自己評価では、記録の管理方法がわからない、責任者がわからない、研修が不十分とのコメントがあり、1割の職員が個人情報保護について内容や取り扱い等の理解ができていないことが伺える。個人情報の保護や取り扱いについての定期的な研修の実施、及び個人情報保護規程や利用目的の掲示を行うことが望まれる。②児童票の各クラスでの保管、職員会議録等各種記録のバインダーやクリアファイルに挟み、消防計画の未提示等の課題があり、児童票は事務所の鍵付きの保管庫で管理し、職員会議等各種記録は、種類ごとに簿冊に整備するなど、重要な書類の整備や保管方法、及び保管場所の確定等について検討が望まれる。</p>		

A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の保育

A-1-(1) 子どもの権利擁護

46	A①	①	子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。	b
判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。		
	b	子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。		
	c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○ 1	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。		
	○ 2	子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。		
	3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。		
	○ 4	権利侵害の防止と早期発見のための具体的な取組を行っている。		
	○ 5	職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。		
コメント	<p>■取組状況 子どもの権利擁護の一環として、虐待防止マニュアル及び苦情対応に関する実施要綱を整備し、それらに基づいて保育が実施されている。人権を守る保育のための「差別用語」のリストや「体罰によらない子育てを広げよう！」等の資料も整備し編綴されている。権利侵害の防止と早期発見のため、職員による登園時の健康チェックを実施し、着替えや食事時間等に子どもの心身の状況や家庭での養育状況について、把握するよう努めている。保育園等における不適切な関わりについてオンラインによる研修を全職員が受講し、受講報告書が提出されている。その中には無意識に不適切な関わりをしていることについての反省事項が多々あり、意識改革のきっかけになったことが記録されている。</p> <p>■改善課題 子どもの権利条約からユネスコで提唱している4つの権利(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)について、園で実際に取り組んでいることを、職員が具体的に検討する機会を設けて、4つの権利について現在実施していること、行っていきたいことを手順化することが望まれる。</p>			

項目		評価結果
A-2 保育内容		
A-2-(1) 全体的な計画の作成		
47	A②	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。 b
判断基準	a	全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
	b	全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
	c	全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
	○ 2	全体的な計画は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。
	○ 3	全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
	○ 4	全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
	○ 5	全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
	○ 6	全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に活かしている。
	○ 7	全体的な計画は、幼児教育を行う施設として共有すべき事項、「育みたい資質・能力」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮して作成している。
コメント	<p>■取組状況 「全体的な計画」は、保育所保育指針の達成を目的に作成され、法人の理念「生き生きとした子どもをめざして」や保育目標「元気に遊びあひさつのできる子・じょうぶで体力のある子・人の話を聞くことができる子・思いやりのある子・動植物に興味関心をもてる子・感性豊かで、表現できる子」が明示されている。「教育・保育において育みたい資質・能力3本の柱」や「幼児期の終わりまでの育ってほしい10の姿等」を位置づけ、その達成のために、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を作成し、乳児の3つの視点(健やかに伸び伸びと育つ等)や満1歳児の5領域も位置付けられている。小学校との接続、保育時間、子育て支援などを記載して作成されている。計画の作成は、職員が参画し、園長が年度末にまとめて周知している。定期的に評価を行い、次の計画作成に活かしている。</p> <p>■改善課題 全体的な計画は毎年、見直しているが、一貫性や連続性のある保育実践を展開するため、また子どもの心身の発達や家庭の状況を取り込み、園全体の活動が包括的に示されるためにも、全年齢の担当職員が参画して見直すことが望まれる。</p>	

項目		評価結果
A-2-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
48	A③	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。 a
判断基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
	b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
	c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
	○ 2	保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
	○ 3	家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
	○ 4	一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
	○ 5	食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
	○ 6	手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。
コメント	<p>■取組状況 保育室は、心地よい生活と遊びの場になるよう、季節に合わせた温度や湿度にし、換気を行い、発達に合った家具(テーブル、椅子他)や玩具、遊具(運動用具含む)類を素材など安全面に配慮して揃えている。毎日2回、遊具を消毒し、睡眠用マットやゴザは日干しを行うなど衛生面に配慮している。子どもが安心して横になったり、好きなコーナーで遊んだりできるように、マットや畳、ソファ、ベンチなどは各年齢に合わせて保育室の環境を整えている。園庭や戸外遊具は適宜安全チェックを輪番で行い、毎日、建物内外の安全衛生面を3人の用務員が行っている。各部屋の手洗い場やトイレなどは食後と降園後に毎日2回の掃除で清潔が保たれている。栽培活動やプール遊び、園庭遊び後に、適宜手洗いや足洗いができる洗い場やシャワーが設置されている。</p> <p>■改善課題 1歳児の手洗い場は、蛇口を閉めるとき、保育者が支援しなければできない状況があるので、子どもが自分でできるような工夫を期待したい。</p>	
49	A④	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。 b
判断基準	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
	b	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
	c	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
	○ 2	子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
	○ 3	自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
	○ 4	子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
	○ 5	子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
	○ 6	せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。
コメント	<p>■取組状況 一人ひとりの子どもについては、入所時や進級時の児童票(面接シート発達過程、家庭調査票等)などから、子どもの状況を把握している。毎日の連絡帳と、送迎時や個人面談などで把握した情報をもとに、子どもの気持ちを理解し援助を行っている。低年齢の子どものリズムや発達に合わせて、食事や遊び、睡眠などの時間や内容などが配慮されている。乳児や1歳児では、食事をする子どもの人数を減らして対応し、2歳児から5歳児は子どもの表情や会話を通して食事量などを調整している。遊びや課題活動で子どもの表情や仕草、意見から、取り組みない状況を受け止め、苦手な運動遊びや製作課題活動に保育者が寄り添っている。5歳児では、課題の決定や手順、ロッカーの場所など子ども同士の話し合い(こども会議)で決めている。</p> <p>■改善課題 職員の自己評価で、着眼点6の「せかす言葉や制止させる言葉を不用意に用いないようにしている」が58.7%となっており、さらなる振り返りが望まれる。</p>	

項目			評価結果	
50	A⑤	③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
判断基準	a	活用している。		
	b	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。		
	c	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	<input type="radio"/>	1	一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	
	<input type="radio"/>	2	基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	
	<input type="radio"/>	3	基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	
	<input type="radio"/>	4	一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	
	<input type="radio"/>	5	基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	
コメント	<p>■取組状況 子どもが基本的な生活習慣(食事・排泄・着脱のしかた等)を身につけるために、クラス担任間で話し合って援助の工夫をしている。1歳児は登園後、好きな遊びの活動中に、一人ひとりの子どもの排尿間隔に合わせて声かけし、子どもが排尿する感覚や排尿できた達成感を味わうことができるよう援助を行っている。排泄後、直接肌が床につかないように、ベンチを用意して着やすいように工夫している。2歳児では、保育者は子どもが自分で着脱を行う姿を見守り、できないところは保育者がやり方を教えて、着脱ができるようにしている。3歳以上児は、配膳や食事の食べこぼしやかたづけなど、子どもが自分でできることは自分で行うよう援助し、自分でできない場合は、保育者が子どもにやさしく語りかけて援助し、基本的な生活習慣が習得できるような取組がなされている。</p> <p>■改善課題 職員間で差異が出ないように、子どもの発達をおさえた「基本的な生活習慣を身に付けるための、保育者の支援や援助の仕方」のマニュアルの作成、及び食育計画に、卒園までに身に付けてほしい食事の姿を見通した、お箸の導入など園全体で共有する仕組みが望まれる。</p>			

		項目	評価結果
51	A⑥	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
	判断基準	a 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	
		b 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。	
		c 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。	
		n わからない、判断できない。	
	着眼点	<input type="radio"/> 1 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。	
		<input type="radio"/> 2 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。	
		<input type="radio"/> 3 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	
		<input type="radio"/> 4 戸外活動には、季節の移り変わりを感じることができるような視点を取り入れている。	
		<input type="radio"/> 5 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。	
		<input type="radio"/> 6 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。	
		<input type="radio"/> 7 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。	
		<input type="radio"/> 8 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。	
		<input type="radio"/> 9 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。	
		<input type="radio"/> 10 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。	
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>園の保育方針として「集団生活の中で、一人ひとりの能力を最大限に発揮させ、豊かな人間性を持った子どもを育成する」とあり、保育目標は「元気よく遊び、あいさつのできる子」の他、5項目を掲げている。さらに、「乳児は機嫌よく過ごし、健やかにのびのびと過ごす、生活リズムをつかむ」など、乳児から5歳児まで年齢ごとの保育目標を挙げて取り組んでいる。2歳児から5歳児までの朝夕の受け入れや降園時は園庭で行い、1年を通して季節を感じながら毎日、自分のやりたい遊び(砂・土・水遊び、滑り台・鉄棒・車などの固定遊具、月桃や桜の花や実を使ったままごと、色水遊び、三輪車乗り、ボール遊びなど)に取り組んでいる。2歳児は音楽に合わせてボールを使った遊び「リポスポ」を月1回行い、3歳児から5歳児は「運動遊び」と「エイサー」を専門講師から月1回取り組んでいる。1歳児から5歳児までの保育室では、子どもの発達に合わせた複数の遊びコーナーの環境が整えられ、一人または友達とやり取りしながら遊べるよう遊びコーナーの環境を整えている。近隣の公園や市場、消防署や警察、郵便局などへの散歩活動を通して、花や草木、木の実や落ち葉に触れて、季節の変化を感じ、様々な働く人と関わり触れるようにしている。菜園や園庭での栽培活動(ピーマン、オクラ、トマト、朝顔やヒマワリなど)や、室内の水槽のグッピーや園庭のセミ、蝶などの動植物とのかかわりができるようにしている。様々な活動や製作した物を通して友だちと関わり、会話を楽しみ、遊びを継続するなど協働する姿が見られる。友だちと玩具の取り合いをするなどの自我の芽生えに配慮しながらも、年齢に応じて保育者が仲立ちし、子どもに友だちの思いや遊びの決まり等を伝える場面が見られる。朝夕の合同保育や夏季交流保育で、2歳児から5歳児が一緒にクラスで生活や遊びを通し触れ合っている。</p>	

項目			評価結果
52	A⑦	⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	b	適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	
	○ 2	0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	
	○ 3	子どもの表情を大切に、応答的な関わりをしている。	
	○ 4	0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	
	○ 5	0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	
	○ 6	0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	
コメント	<p>■取組状況 入園前に、家庭での過ごし方や関わり方、食事の様子などについて丁寧に面談し、職員間で共有して個別計画に位置づけ、保育が実施されている。乳児が長時間過ごすことについての配慮として、0、1歳児クラス担任は連携し、出勤のシフトに対応している。0、1歳児と合同の用務員が配置され、食事やシャワー前後の準備、清掃や玩具の消毒を行い、常に清潔で安全な保育環境を整えている。登園時や保育中、子どもの状態や生活リズムに配慮し、食事や睡眠など適切に対応し、遊びも含め子どもの様子を連絡帳(ルクミー)で家庭へ毎日発信している。生活と遊びのために、保育室は安心して過ごせるように仕切りの安全柵が用意され、様々な遊具やコーナーを用意し一人ひとりの発達に適した探索活動などができるようになっている。遊びやおむつ交換、食事、着脱時には、保育者が乳児へ共感の言葉かけをし、優しいまなざしで見守り、乳児が安心して過ごせる環境となっている。家庭との連携は、毎日のルクミーの発信や送迎時の会話、クラスだより、個人面談などで乳児のことを丁寧に伝え合い記録し、共有している。</p> <p>■改善課題 保育者が、探索活動時やおむつ交換、食事、着脱時において、共感の言葉かけや見守り方など乳児が安心して過ごせる環境が向上できるような手順書(マニュアル)の作成に期待したい。</p>		

項目			評価結果
53	A⑧	⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1	一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
	<input type="radio"/>	2	探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
	<input type="radio"/>	3	子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
	<input type="radio"/>	4	子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
	<input type="radio"/>	5	保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。
	<input type="radio"/>	6	様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
	<input type="radio"/>	7	一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。
コメント	<p>■取組状況 1歳児が長時間過ごすことについての配慮としては、0歳児クラス担任と連携して、出勤のシフトに対応している。0、1歳児と合同の用務員が配置され、食事やシャワー前後の準備、清掃や玩具の消毒を行い、常に清潔で安全な保育環境を整えている。1歳児は30人と大きな集団であるが、生活や活動遊びのコーナーを工夫し担当保育士が連携して、一人ひとりの子どもが、自分のやりたい遊びや活動ができるように配慮されている。食べたい子どもから先に食事をし、少人数で、個別対応が丁寧に行えるようにしている。遊びコーナーは、廊下も保育室の延長として使用し、乗り車コーナー、ままごとミニカー遊び、ブロックなどが準備されている。2歳児は32人の集団だが、ミニカーで遊んでいる子どものそばで、保育者も同じようにミニカーで遊び、道路が描かれているマットを用意し、子どもの遊びが広がるようにしている。仲間に入りたそうにしている子どもに保育者が声をかけ、入りたい意思表示をしたら、先に遊んでいる子どもに同意を確認し、了解が得られたら一緒に遊び、同意が得られなかったら、側に同じような環境を整え並行遊びができるように対応している。一人ひとりのやりたい遊びが十分にできるような工夫をしている。着脱や食事など自分でやろうとする姿を見守り、午睡後は自分の寝具(バスタオル)をたたみ、保育者に手伝ってもらいながら、自分から進んでゴザを片付ける姿が見られ、生活に必要な体験ができるように配慮されている。遊びや生活を広げる、増やす取組がされている。家庭との連携においては、送迎時の会話やルクミーによる発信、クラスだより、個人面談などで子どものことを丁寧に伝え合い、共有することができている。</p> <p>■改善課題 2歳児の保護者からのルクミーによる発信を増やしてほしいとの要望に丁寧な対応を期待したい。</p>		

項目			評価結果
54	A⑨	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	
	○ 2	4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	
	○ 3	5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	
	○ 4	子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	
コメント	<p>■取組状況 3歳、4歳、5歳各年齢とも保育者が子どもの気持ちに寄り添い、「子どもにとっての良い環境」について定期的にクラス担当者で話し合い、取り組んでいる。3歳児は、思い思いに好きな遊びを見つけて取り組み、時には、ブロックを使って友達同士で大きなカブトムシを製作している。人形を使って遊んでいる子どもは、「今寝かせているところで後でミルクをあげる」と言い、別の子どもは、「私と同じように赤ちゃんにもカチューシャやリボンを作ってあげた」と本児もカチューシャをつけて話している(自分の遊びの内容や気持ちを伝えることができてい)。おなかですぐとランチルームに移動し、配膳や食事の片付けなどを自分で行うことができてい。4歳児は、登園後やりたい遊びを自分で見つけて友だちと会話を楽しみながら活動している。遊びの中で5歳児のことも会議を模倣し、好きな遊びの時間に車座に座り、自分たちの意見を言うなどの遊びをしている。支援を必要とする子どもが全体の1/3いることから、保育者が一人一人に丁寧にかかわる姿を見て、困っている子どもに対して、気づいて行動しようとする他児の姿がある。5歳児は「大きいこいのぼりを作る」課題に取り組み、内容や手順など、意見を出し合い、自分たちで決意的に取り組んでいる。自分たちで決めたことが想像していた結果にならず、再度、意見を出し合い納得できる方法で、こいのぼりを作ることが出来ている。自分たちの生活の場面で、ロッカーの場所や遊びコーナーの配置、当番活動内容など、意見を出し合い、共同で取り組んでいる。保育者は、子どもの成長している姿や子ども同士の関わり合う姿を、送迎時や個人面談、ルクミー、クラスだより等で保護者に伝えている。子どもが主体的に活動し、自己肯定感を持つことができるような環境を工夫し、成長過程を見守り、適切に働きかけている。近隣のこども園や小学校と交流し、要録を作成して小学校へ提供している。</p> <p>■改善課題 園全体の発達課題を踏まえ、年齢移行に向けた手順書の作成に期待したい。</p>		

項目			評価結果
55	A⑩	⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	b	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。	
	<input type="radio"/>	2 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	
	<input type="radio"/>	3 計画に基づき、子どもの特性に応じた指導・援助を行っている。	
	<input type="radio"/>	4 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	
	<input type="radio"/>	5 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。	
	<input type="radio"/>	6 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	
	<input type="radio"/>	7 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	
	<input type="radio"/>	8 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備と保育内容や方法の配慮については、発達支援児を2歳児1人、3歳児1人、4歳児6人、5歳児1人の計9人を受け入れている。今年度より障害児担当職員を専任配置し、園全体で障害児支援を強化している。障害の認定は受けていないが、配慮が必要な子どもも入園していることから、専任職員を中心に、「障害のある子どもの理解について」に関して、外部の専門講師を招いて園内研修を実施し、定期的に療育教育部会や発達支援会議が行われている。園舎はエレベーターが設置され、バリアフリートイレがあり、玄関や保育室の段差は無い。各クラスの障害児の個別指導計画が作成され、保護者面談で同意を確認し、保育に生かされている。日常の記録はクラス日誌に個への配慮として記録されている。子ども発達支援センターの巡回指導会議には、事前に保護者の質問を取りまとめ提案し、担当職員と保護者は専門的な助言を受けている。子ども同士の関わりとして、4歳児では遊びや生活の場面で、支援児の困っていることに気づき、友達同士で連携し対応している。例えば、水をこぼした時、気づいて雑巾を持ってきて拭く子どもや新しい水を一緒に用意してくれる子どもの姿がある。支援児同士でも気づいたら、同様な関わりが見られる。他の保護者へは、障害児保育の実施について重要事項説明書で説明している。</p> <p>■改善課題 全体的な計画での障害児保育の位置づけや関連、施設の特別保育支援年間計画の作成、クラスの年間指導計画への位置づけ、クラスの指導計画への個別計画の位置づけ、子ども発達支援センターとの会議用として作成された計画書にもとづく保育の実施が期待される。</p>		

項目			評価結果
56	A⑪	⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	b	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	
	○ 2	家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。	
	○ 3	子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。	
	○ 4	年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。	
	○ 5	子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	
	○ 6	子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。	
	○ 7	担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	
コメント	<p>■取組状況 長時間保育(延長保育)については、全体的な計画に位置づけている。延長実施時間は、保育短時間認定児には7時から8時30分までと16時30分から19時までの時間が利用できるようにし、保育標準時間認定児は18時から19時までと重要事項説明書に記載されている。0、1歳児は両方の担任で勤務シフトを作成し、朝夕の受け入れや降園時は1歳児室で行われている。2歳児から5歳児までは、朝夕の受け入れや降園時は、園庭で行っている。夏季交流保育期間(1か月)は2歳児から5歳児の子どもと担任を3グループに分け、朝夕のみならず日中も異年齢で過ごしている。延長保育は2歳児クラスの部屋で実施し、部屋に敷物を敷いて子どもが落ち着けるように環境を整えている。早番担当から担任へ、担任から延長担当への引き継ぎは口頭で行い、必要に応じて個別にルクミーの活用や電話で保護者に伝えている。延長対応の子どものおやつメニューは「玄関先の給食展示に合わせて当日展示する」ことが、月の献立表の欄外に明示され、毎日手作りおやつが展示されている。</p> <p>■改善課題 長時間保育を想定した、子どもの姿を踏まえたマニュアルの作成に期待したい。</p>		
57	A⑫	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づく保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	
	b	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	
	c	小学校との連携や就学を見通した計画(接続)、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	計画の中に小学校との接続や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。	
	○ 2	子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
	○ 3	保護者が、小学校以降の子ども生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
	○ 4	保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。	
	○ 5	施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。	
コメント	<p>■取組状況 「全体的な計画」に小学校との連携が位置づけられ、それに基づいて年間指導計画に記載し、保育が行われている。主任や5歳児担当が小学校や小学校内にあるこども園(同法人)と連携し、研修を実施している。子どもが近隣の小学校及び小学校内にあるこども園を訪問し、小学校1年生との交流会やお招き会に参加することで、就学への期待や安心感をもち、小学校への見通しが持てるような関わりがある。保護者に対してはクラス懇談会を開き、保護者同士が情報を共有し、子どもの成長を喜びながらよい面や課題を伝え合い、安心して就学を迎えられるようにしている。小学校教員との合同研修や意見交換会は4か所の小学校と、それぞれに2～3回行われている。保育所児童保育要録は園長の責任で作成され、小学校へ送付されている。</p> <p>■改善課題 月案や週案の指導計画に「家庭との連携」以外にも「小学校への連携」の内容を記載した取組に期待したい。</p>		

項目		評価結果
A-2-(3) 健康管理		
58	A⑬	① 子どもの健康管理を適切に行っている。 a
判断基準	a	子どもの健康管理を適切に行っている。
	b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
	c	子どもの健康管理を適切に行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
	○ 2	子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
	○ 3	子どもの保健に関する計画を作成している。
	○ 4	一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
	○ 5	既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
	○ 6	保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
	○ 7	職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
	○ 8	保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。
コメント	<p>■取組状況 子どもの健康管理については、健康管理マニュアルや看護師業務マニュアルに沿って、入園児の家庭調査票から子どもの病歴や予防接種の状況等が児童票に記録されている。日常の健康状態は登園時の視診や検温等をルクミーを通して把握している。年間の保健計画は園長が作成し、予防接種や健診等の情報を提供し、内科健診・歯科検診や身体測定等が実施されている。与薬や感染症等の取り扱いは、入園時に重要事項説明書や園のしおりで保護者に説明し、マニュアルに沿って対応されている。SIDS(乳児突然死症候群)については、2歳未満の子どもの対象に睡眠時にタブレットを活用し、5分間隔の記録を行い、保育士が必ずついて子どもの寝返りの様子や顔の向き等を確認して、安全に配慮している。保護者への周知として0・1歳児室の廊下の掲示板にパンフレットを掲示し、子どもの正しい寝かせ方や「縦抱き」等について助言している。健康診断時は、MR1期(麻疹・風疹混合ワクチン)の予防接種状況を確認し、未接種の場合は保護者に連絡し、乳児室前の掲示板で予防接種の情報を提供している。</p> <p>■改善課題 在園児が年間に罹った感染症等について情報を集約し、次年度の予防対策として保健計画に反映させ、PDCAサイクルによる見直しも期待したい。</p>	
59	A⑭	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。 a
判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
	b	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
	c	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
	○ 2	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
	○ 3	家庭での生活に生かされ、保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。
コメント	<p>■取組状況 健康診断や歯科健診の保育への反映は、嘱託医による内科健診と歯科検診、及び尿検査が年2回実施され、5月に蟻虫検査が1回実施されている。嘱託医の検診には看護師が同席し、健診結果は健康診断記録と歯科検診記録票に記載され、各クラス担任から保護者へ通知するとともに、健診結果を集計して「園だより」でも報告している。昨年度は前期に比べ、後期歯科検診の結果から、全年齢において未処置数は減少している。保護者がフッ素塗布を希望する園児に対して、嘱託医が園で実施している。3歳・4歳児クラスでは、歯磨きに関する絵本の読み聞かせを行い、歯磨きの習慣化に繋げている。検診後虫歯ナシやその後治療済みの子どもには全体集会で表彰し、治療の奨励に繋げている。</p> <p>■改善課題 昨年の後期検診結果において、全体の処置数に対して未処置が多数確認された。必要な受診治療につながらない家庭に対して、権利擁護の立場からネグレクトにつながる場合等も考えられる。支援の必要性の可否を判断し、家庭への働きかけの工夫や子どもの心身の健康について更なる取組を期待したい。</p>	

項目			評価結果
60	A⑮	③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。 b
判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	
	b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	
	c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
	○	2	慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
	○	3	保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
	○	4	食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
	○	5	職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。
	○	6	他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況 アレルギー疾患や慢性疾患等については、食物アレルギー対応マニュアルが作成されている。アレルギーのある子どもには、保護者に医師からの「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指示票」及び「アレルギー検査報告書」を提出させ、アレルギー食解除の申し出時も医師の診断書の提出を義務付けている。今年度は卵と乳製品への対象児が5人となっている。毎月、保護者に次月の献立表を提供し、確認を得るとともに給食会議でも除去食や代替食が検討されている。食事の提供は、他の子どもたちとの相違に配慮し、アレルギーのある子どもの食器は記名し、本人の顔写真とアレルギー品目を表示したトレー(緑色)を使用している。調理室では、アレルギーのある子どもの顔写真と除去内容を掲示し、確認しながら調理し、トレーに配膳して各クラスの担当に手渡している。栄養士や調理師は「食物アレルギーへの対応」等の研修を受講し、研修後は職務会等で他の職員にも周知している。事務室では緊急時の対応として、エピペンや抗ヒスタミン剤を預かる事例もある。食事の提供は、乳児～2歳児まではクラスで対応し、3～5歳児はランチルームでテーブルを別にして、食後の布巾も区別し対応している。慢性疾患等のある子どもについては、ぜんそくや痙攣等に対してそれぞれ写真入りで具体的な対応方法が記入された資料をラミネートし事務室に掲示している。</p> <p>■改善課題 入園時の保育園のしおりによる食物アレルギー対応の説明内容を充実補強すること、並びに保護者との連携について、栄養士と共に保護者を交えたアレルギー対応の情報交換の場の設置、及び慢性疾患等の対応マニュアルの整備が望まれる。食育計画や保健計画の作成担当者は事務分担表で明示されており、職務分担表に基づいた事務分担が望まれる。</p>		

項目		評価結果
A-2-(4) 食事		
61	A⑩	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 b
判断基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
	b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
	c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
	<input type="radio"/> 2	子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
	<input type="radio"/> 3	子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
	<input type="radio"/> 4	食器の材質や形などに配慮している。
	<input type="radio"/> 5	個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
	<input type="radio"/> 6	食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
	<input type="radio"/> 7	子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
	<input type="radio"/> 8	子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。
コメント	<p>■取組状況 栄養士が年齢毎の年間指導計画に沿って、年間食育計画を作成している。3歳から5歳までは食事をランチルームで時間差により落ち着いて食事がとれる環境になっている。調理室の隣にあるランチルームからは、調理をしている姿を見ることができる。調理室には、当日の献立がホワイトボードで表示され、アレルギーのある子どもには、代替え食材になっている。調理室のカウンターには、日々の食材を展示し、子どもたちが食材に興味を持てるようにしている。4月に3歳児クラスに上がったばかりの体の小さい子どもには、足元に台を準備して安定した状態で食べられるようにしている。0歳児から2歳児までは、子どもたちがスプーンやフォークで食べやすくするため、安定する磁器の食器を使用し、3歳児から5歳児は、落とした場合の安全性に配慮して、軽いメラニン食器に変更している。0, 1歳児は1対3で落ちついた対応をし、場合によっては手づかみでも食べられるような対応もしている。2歳児からは子ども自身に食べられる量を確認し、量を調整している。0歳児の保護者には入園時に離乳食づくりに参加してもらい、毎月献立表を提供し、その裏面には、その時々の子どもの成長に合わせた離乳食だよりを載せている。食について関心を深めるため、毎年屋上の菜園スペースで自分たちで育てた野菜を収穫し、食事に出している。オクラなどは野菜スタンプにするなど遊びにも取り入れている。</p> <p>■改善課題 食具(お箸)等の使い方において、家庭での状況も含め、一人ひとりの子どもの育ちの状況から、食育計画の適宜見直しを行う取組が望まれる。</p>	

		項目	評価結果
62	A⑰	② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
判断基準	a	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	
	b	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	
	c	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した献立・調理の工夫をしている。	
	○ 2	子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	
	○ 3	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	
	○ 4	季節感のある献立となるよう配慮している。	
	○ 5	地域の食文化や行事食などを取り入れている。	
	○ 6	調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	
	○ 7	衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	
コメント	<p>■取組状況 乳児の離乳食は発達に合わせて前期食と中期食、後期食が用意され、アレルギーのある子どもには除去食や代替食が提供されている。子どもの体調が悪いときは、ごはんをおかゆに変えるなど、体調に合わせた食事を提供している。検食は園長が行い、記録している。残食の量が多いときは、各クラスでの状況を栄養士が確認し、給食会議で子どもが食べられるようにするにはどうしたらよいか検討している。魚のてんぷらやもずく丼、みそおにぎり、チャンプルーやいりちーなど日常生活で食卓に出てくる地域の献立を提供し、七夕に冷やしそうめん、春の七草粥、ムーチー作りなど季節に合わせた行事食も取り入れている。週1回以上、栄養士や調理員がランチルームで子どもの食べる様子を確認し、離乳食担当が0歳児クラスに食べる状況を見に行くことで、給食会議において気づいたことを提案し、献立や調理の工夫に生かしている。衛生管理簿が整備され、食材の搬入時の対応、冷蔵庫の温度管理、水質チェック、調理員の健康チェックが行われている。</p> <p>■改善課題 一人ひとりの発達状況等に合わせ、食具が選べるような工夫や、残食調査は献立それぞれ個別に行ない、記録することが望まれる。</p>		
A-3 子育て支援			
A-3-(1) 家庭との緊密な連携			
63	A⑱	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
判断基準	a	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	
	b	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。	
	c	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	
	○ 2	保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	
	○ 3	様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。	
	○ 4	家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	
コメント	<p>■取組状況 子どもの生活を充実させるための家庭との連携について、保護者には日々の送迎時やルクミー、連絡ノートにより、毎日の出欠状況の報告や子どもの日常的な様子の情報交換をしている。日々の子どもの様子を写真に撮り、ルクミーを用いて保育園での様子を保護者に見てもらえるようにしている。離乳食づくりやお遊戯会の機会に子どもの成長を共有できるようにしている。送迎時や個別面談において保護者から相談があった場合は面談記録に残している。</p> <p>■改善課題 入園時にルクミーの使用法の丁寧な説明を実施し、使い方マニュアルを作成して保護者と共有することに期待したい。</p>		

項目		評価結果
A-3-(2)保護者等の支援		
64	A⑱	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。 b
判断基準	a	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
	b	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
	c	保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
	○ 2	保護者等からの相談に応じる体制がある。
	○ 3	保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
	○ 4	保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
	○ 5	相談内容を適切に記録している。
	○ 6	相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。
コメント	<p>■取組状況 保護者が安心して子育てができる支援として、保護者等の日々の送迎時やルクミーを使用して子どもの様子を伝えている。保護者からの相談等に応じる体制としては、個人面談やクラス懇談会、保護者離乳食づくり、親子シーサーづくり、保護者会などに保護者が参加する機会を設けている。保護者会には園長と保育主任が参加し、信頼関係を築く取組を行っている。保護者等からの相談に応じる体制としては、相談窓口は主任となっている。担当の保育士と直接話をしたいと要望があった際には、結果は園長に報告する体制となっている。保護者からの保育時間についての相談やお迎え後に保護者と子どもと一緒に園庭で遊ぶ要望があった場合には対応している。障害を持つ子どもの保護者の要望でルクミーだけでなく、連絡ノートを用いて自宅と園での様子の情報交換を行っている。面談では支援児担当職員が児童デイサービスのことや就学について話し合いを行っている。那覇市の子育て支援事業の情報を掲示している。地域の育児支援として週3日の園庭開放や週1回の給食体験、育児講座、育児相談の体制がある。</p> <p>■改善課題 この項目に関する職員の自己評価及び保護者アンケートの双方から、「コロナ禍により送迎時でのコミュニケーションが難しくなり、以前のように日々のコミュニケーションが少なくなったように思う」や「送迎時に担任の先生と話をする機会が少ない」など、コミュニケーションの取りにくさが意見としてあげられている。行事等の開催だけではなく、コロナ禍の中での、コミュニケーションの対応として、ルクミーの活発な活用や栄養士や看護師等の専門職による保護者の相談等に対応できる体制が望まれる。</p>	
65	A⑳	② 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 b
判断基準	a	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
	b	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
	c	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
	○ 2	不適切な養育(虐待)等の可能性がある職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
	○ 3	不適切な養育(虐待)等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
	○ 4	職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すための取組を行っている。
	○ 5	児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
	○ 6	不適切な養育(虐待)等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
	○ 7	マニュアルにもとづく職員研修を実施している。
コメント	<p>■取組状況 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応と虐待の予防については、虐待対応マニュアルが整備され、虐待を発見した場合の対応が明記されている。クラス担当は登園時の健康チェックを実施し、着替えや食事時間等に子どもの心身の状況や家庭での養育状況について把握するよう努めている。不適切な養育(虐待)等の恐れがある場合は担当、主任、園長と相談し、協議する体制がある。不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもの保護者と話し合い援助できるように取り組んだ事例がある。緊急性の高い虐待対応としては、市のこどもみらい課や児童相談所、要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携を図る取組がある。</p> <p>■改善課題 虐待防止研修は園長はじめ全職員がリモートにより受講しているが、マニュアルに基づく職員への周知・共有のための研修の実施が望まれる。</p>	

項目		評価結果
A-4 保育の質の向上		
A-4-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
66	A④	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 a
判断基準	a	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
	b	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
	c	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
	○ 2	自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
	○ 3	保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
	○ 4	保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
	○ 5	保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
	○ 6	保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。
コメント	<p>■取組状況 毎年度後半に自己評価が行われ、昨年度は令和5年2月に実施した自己評価をその後の職務会において、課題について話し合われている。その結果から「保育の専門性、言葉かけの仕方の勉強、保護者への説明ができるように、主体保育(あまり大人の声がしない保育)、役割分担や職員同士の報連相ができていないことが感じられた」とその結果がまとめられている。指導計画の振り返りは、毎月の「月・週指導計画」や個別の「週案・日誌」の「実践記録・反省」、「週日案」で、子どもの姿と保育士の視点を交えて行われ、記録されている。全体的な計画及び年間指導計画、食育計画等において、反省欄が設けられ、期の反省、年間を通しての評価が行われている。</p> <p>■改善課題 改善課題について、次年度にむけての取り組みを期間を含めて明確にすることや保健計画においても、期の反省、年間を通しての評価の記録に期待したい。</p>	

項目		評価結果
A-4-(2) 子どもへの不適切な関わりの防止等		
67	A②	① 子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。 b
判断基準	a	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。
	b	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
	c	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	1	不適切な関わり(暴力などの児童虐待、子ども一人一人の人格を尊重しないなどの不適切な保育)があった場合を想定して、施設長が職員・子ども、保護者にその原因や内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の子ども一人一人の人格を尊重しないなどの不適切な保育)があった場合を想定して、施設長が職員・子ども、保護者にその原因や内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規定に基づいて厳正に処分を行う仕組みが作られている。
	2	不適切な関わりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、不適切な関わりが行われていないことを確認している。また、不適切な関わりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。
	○ 3	子どもの発達に応じて自分自身を守るための知識、具体的方法について説明する機会を設けており、不適切な関わりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。
	4	子どもへの不適切な関わりが疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、不適切な関わり等の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。
	○ 5	不適切な関わり等があった場合の組織的な対応について説明した資料を保護者等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、保護者や子ども等が自ら訴えることができるようにしている。
コメント	<p>■取組状況 虐待防止マニュアルは整備されているが、保護者等による不適切な対応(虐待)による内容となっている。掲示されている内容は保護者や子どもが自ら訴えることができる内容になっている。</p> <p>■改善課題 現在整備されている虐待対応マニュアルは、家庭で発生した事例の対応内容になっているため、保育園で発生した不適切な関わり(虐待)に関するマニュアルを下記の内容で策定し、策定後は、職員へ周知徹底し、その周知度について、毎年「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いて確認することが望まれる。不適切な関わり(虐待)に関するマニュアルに下記の内容を記載することが望まれる。</p> <p>①子ども一人ひとりに対して不適切な保育があった場合を想定して、施設長が職員・子ども、保護者にその原因や内容・程度等、事実確認をする仕組みを明示すること。 ②不適切な関わりがあった場合は「就業規則」に基づいて厳正に処分を行うこと。 ③不適切な関わりについて、行わないことを職員に徹底すること。 ④不適切な関わりを発見した場合は、必ず施設長に報告すること。 ⑤子ども自ら訴えることができるように具体的な例を示して子どもに周知すること。 ⑥不適切な事案が発生した時、第三者の意見を聞く体制について。 ⑦届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みについて。 ⑧不適切な関わり等があった場合の組織的な対応について説明した資料を保護者等に配布、説明すること。</p>	